

「後期高齢支援システム標準化検討会市町村WT」

第6回議事概要

日 時：令和5年12月1日(金) 15:00～17:00

場 所：オンライン会議(Zoom)

出席者(敬称略)：

(座長)後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

(構成員)

市野塚 杏子	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 主事
臼杵 信雄	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 副係長
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主査
富田 義憲	川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 システム担当係長
川崎 海夢	西海市長寿介護課 主事
登 大輝	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 主任

(オブザーバー)

水村 将樹	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
岩井 輝義	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付主査
丸尾 豊	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
小山内 崇矩	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
吉田 康祐	厚生労働省保険局高齢者医療課 企画調整専門官
山本 喜一	厚生労働省保険局高齢者医療課 高齢者医療指導調整官
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【議事次第】

1. 出席者確認、今後の会議予定について
2. 標準仕様書 1.2 版に向けた各種課題の対応について
3. 標準仕様書 1.2 版（案）について
4. 今後の依頼事項について

【意見交換(概要)】

(標準仕様書 1.2 版に向けた各種課題の対応について)

- (3.1. 横並び調整方針の見直しに伴う対応)

資料 2 の 9 ページに記載されている文字要件については、ベンダより情報不十分のため適合基準日を明記されても対応が難しいとのご意見があったが、デジタル庁の見解をお伺いしたい。

⇒文字要件については情報が不足しており申し訳ない。文字の検討会を踏まえて現在検討中であり、年度内に方針を決めていく予定である。文字要件の適合基準日については判断が難しいところであるが、標準仕様書における文字要件の取り扱いについては持ち帰り検討し改めて回答する。

⇒文字要件については、後期だけではなく標準化対象の 20 業務全体に影響するところであると思う。文字については大きな問題であり、氏名の文字についてはこだわりを持つ方もいる中で、基準を置いて一律で文字を置き換えることが難しいところと思う。標準化における取り扱いは、現時点では整った形の方針は決まっていないという認識であり、デジタル庁にて持ち帰り検討してもらおうということによいか。

⇒ご認識の通り。

資料 2 の 9 ページに記載の標準オプション機能については、適合基準日を設けないという考えであるが、この考え方について認識相違ないか。

⇒標準オプション機能の適合基準日については整理が終わっていない状況であり、8 月に改定した業務においては、適合基準日を空欄としていただいた。今後、どのように省令等を定めていくか、どの段階で基準日を入れていただくか等、課題はあろうと思うが、標準オプション機能はシステムに実装することが必須ではない機能であるため、例えば令和 8 年 4 月 1 日と記載したとしても、令和 8 年 4 月 1 日時点で実装されていなくても問題ないものと思う。

⇒意見照会までに結論が出ないということであれば、標準オプション機能の適合基準日については、意見照会にかけられないという認識によいか。

⇒ご認識の通り。それまでに整理したいと考えているが、間に合わない場合は空欄で意見照会に出していただいて差し支えない。

○ (3.2. データ要件・連携要件との整合性確認)

税の連携機能としては、期割情報は連携不要、納税義務者情報については取り込む、個人住民税扶養情報についても取り込んで判定機能に使う、と考えているが、既に税からこれらの情報を取得して業務運用に利用している団体はあるか。特に期割情報については不要ではないかと考えており、扶養関係も情報を取得して課税・非課税の判断に使っている自治体があれば、使用例を教えてください。

⇒税側のシステムにて、すべての自治体でこれらの項目を保持しているわけではないと認識しているため、利用している団体とそうでない団体があるものと思う。ベンダ分科会において確認したが、事務局説明の内容で問題ないと了承いただいたところであるが、ご意見いただきたい。

⇒当市では、毎月1回、当該年度分と過去5年分の所得課税情報と扶養情報を、異動の有無に関係なく加入者の分のみバッチで取り込み、その後異動有無を判定するような運用をおこなっているため、仕様書に記載していただきたい。

⇒取り込まれているということであれば、機能要件に規定することとする。

⇒所得マスタを取り込んでいない団体はどのように運用しているのか伺いたい。

⇒納税義務者については、あくまで住登録課税等を判定するために医療保険システムとしては使うものであり、保険料判定などに使用する所得課税情報のマスタを取り込む機能は既に後期高齢支援システムの機能要件として別に規定している機能が存在している。そのため、所得課税情報以外に納税義務者と扶養情報を取り込む、ということになるため、全部で3つの情報を取り込むことになる。全件データか差分データかの違いはあると思うが、所得課税情報についてはどの市区町村でも連携されているものという認識。住登外課税者の判定については現在は、所得課税情報の中にまとめて連携されているケースもあれば外出しで連携されているケースも存在していると考え。また、全国意見照会の意見から把握している内容では、国保で把握している情報を横連携して反映している団体もあったため、現状その運用は統一されていないという認識である。住民税の扶養情報については、情報連携しない場合は未成年について一律非課税と判定しているか、または、後期標準システムの設定で何歳以下は未申告でも簡易申告書を出さないといった設定があるため、この設定を活用して、運用していれば必ずしも必要となるものではないと考えている。

⇒住登外者は団体毎に取り扱いのバリエーションがあるものと認識している。税から情報連携せず、国保から情報連携して運用する団体があるというのも理解できる。

⇒異動者の情報は過去5年分を取り込んで広域連合に連携している。扶養については未確認であるが、連携されていないだろうと思われる。別の方法で調べて標準システムに入力していると思われる。

⇒各団体にて、工夫して運用されているということと思う。

⇒情報がどのように連携されているかは把握できていないが、担当として行っている

ことは、広域連合から個人情報不明者というリストが上がってくるので、それをチェックし広域連合に報告している。広域連合には情報が連携されているようで、それをもとに個人情報不明者が連携されて確認していると思う。

⇒資料上に記載した広域標準システムにおける負担割合の判定所得の減算に判定に使用している内容は、扶養かどうかの判定は求めておらず、世帯主に紐づく年少者がいるかどうかという判定であり、扶養関係を確認しているわけではないという認識である。この機能に関しては、扶養情報は必要ないと判断していたところではあるが、扶養関係にあれば申告すべき所得は原則ないはずというところから、非課税と未申告の境目を判断するために活用する要件の部分になるため、一部負担割合の所得判定にこの情報は活用できないと考えている。いただいたご意見をふまえて機能要件に反映する。

○ (3.3. 統合収滞納対応)

統合収滞納において、後期の他に国保料と介護保険料を取り込んでいるため、他の標準仕様書にも横並びで同様の記載をしていただきたい。後期だけ記載されていても、国保と介護で記載されていないとシステム構築しづらいと考えるため、国保と後期で記載をあわせていただきたい。

⇒国保については、後期が規定する内容と同種の情報を標準仕様書として整理を行う予定と聞いている。ただし、国保は税があるため、後期が不要としていても国保では必要な連携があることから、連携インターフェースの数は後期より多くなる可能性があると考えている。そのような差異が特性上発生するが基本的にはそれ以外については一致させていくという認識。介護については方針確認できていないため、働きかけを行い同様の要件を規定するか否かを確認するが、必ず対応いただけるかは、各制度担当の判断に拠る部分もあるため、必ずしも同一タイミングで反映されない可能性があることについてはご了承いただきたい。

⇒国保や介護に同様の対応を強く申し入れることができない点については了承いただきたい。厚生労働省のなかでも情報連携をしていただけるとありがたい。

統合収滞納は、全国のどの程度の団体が使用しているのか。

⇒母数は把握していないが、団体の大小問わず利用されていると認識している。ただし、滞納を専門としたシステムを入れているケースと、収納機能も含めて統合利用しているというケースがあるという認識。今回の構成員の方の中では、佐野市様が後期、国保、介護で横串の統合収納を利用されていると認識している。

⇒中小規模の団体で組織的にもひとつで運用していることから統合型の収滞納を使う動きがあったことと、大規模団体であっても税や料も含めて一元的な徴収体制をとるために導入してきたという背景もあり、団体によって導入にばらつきがあるという認識である。

資料2_別紙1に示した「連携要否：△」としているもののうち、充当明細は国保と横並びで要件を統一する考えとしており、連携インタフェースでの取込ではなく、納付書で消し込んでいただく形であり要件として必ずしも求めなければならないものではないと考えている。承継納税義務者については、国保は国保税があるため取り込んでいるものと理解しているが、後期としては、税の承継者を取り込みその相続人に対して確認を行う業務を現在行っているのかどうかお聞きしたい。

⇒運用上、亡くなった方の住所に送付して反応を見ているという運用を行っており、データを他から連携することは行っていない。宛名に「ご相続人様」といった記載を手書きまたはゴム印を押して送付している。

⇒相続人の方が来庁されれば対応しているが、データは連携されていない。

⇒離れた土地の方が相続人になっているケースにおいて、承継納税義務者が分かる便利ではないかと考えるため、情報が連携されて活用する目途があるなら、標準オプション機能として規定してもよいのではないかと考える。連携されても困らない情報ではあるが、その方が保険料を払ってくれるのかという問題もあり、また、いきなり送付することは失礼になるという考え方もあるかと思う。

⇒本市も特にデータをもっていない。

⇒対象者が亡くなったときの手続きは親族の方にも負担感があるので、今後いろいろな手続きをワンストップで行えるようにするためのトリガーとなる情報を連携しておくことはよいことと考える。

⇒現状は活用されているケースがないということだと思うので、いただいたご意見を踏まえ、意見照会において反対意見がないようであれば、機能追加することを検討する。

○ (3.4. 指定都市残要件の取り込み)

政令指定都市の残要件については本市が要件の取りまとめとなっているが、他政令市から様々な意見をいただき、収集がつかない状況である。行政区の考え方については、各政令指定都市において全く違った考え方があるため、所管省庁で決めていただきたいと意見出しをしたところである。行政区の考え方については、厚生労働省において決めていただきたい。

⇒各政令指定都市において経緯等も違うため、様々な状況になっているところだと思う。

⇒(後日、デジタル庁から本件の対応方針について川崎市に回答がある予定)

○ (4.2 マイナンバーカードと保険証の一体化の要件反映)

制度改正のなかでも特にマイナンバーカードと保険証の一体化については、喫緊の課題であると思うのでご意見いただきたいところであるが、特にご意見ないため、事務局より説明した内容で問題ないものと確認いただいたと理解する。

○ (5.4. 市区町村問合せに対応した仕様書修正について)

帳票レイアウトに記載の自治体名称の敬称について、「様」か「殿」の2種類あったため「殿」に修正したと事務局より説明があったが、自治体によっては、「殿」を「様」に切り替えてきた団体があるかもしれないのでご意見いただきたい。

⇒すべて「様」で統一しているので、両方とも使用できるようにしてほしい。

⇒両方を使用可能とすると標準化の方針に沿わないものとする。

⇒ご意見としては頂戴するが、他業務でも「殿」にしており統一してほしいという意見であったことと、他業務において敬称を可変とすることを規定していないことから後期のみ可変を許容することは業務間統一が取れない。ご意見としてはうかがうか、ご要望に沿えるかどうかは検討させていただきたい。

(今後の依頼事項について)

- 事前に送付した標準仕様書についてご意見があれば、12/8（金）までに事務局へ提出いただきたい。

- 全体を通して、本日オブザーバーとしてご参加の皆様よりご意見あればいただきたい。

⇒統合収滞納については、eLTAX連携に関してQR決済やQR収納等について、いずれ対応が必要となってくるため、統合収滞納を考慮した機能要件としておいたほうがよいと考える。

⇒現状、保険料についてはまだ対象とはされておらず、今後対象とする方向で議論されているものという認識であり、将来的な内容を見据えたご意見であることについては了解した。